

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

- ◆ 例 鳥取県有料道路料金徴収条例
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県有料道路料金徴収条例をここに公布する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第二十六号

#### 鳥取県有料道路料金徴収条例

#### (目的)

第一条 この条例は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八條第一項の規定に基づく有料道路の料金の徴収に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(料金の額及び徴収期間)

第二条 料金の額及び徴収期間は、別表のとおりとする。

#### (罰則)

第三条 詐偽その他不正の行為により料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

#### (規則への委任)

第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和四十年十月一日から施行する。

#### 別表

有 料 道 路 名	料 金 の 額 (通行一回当たり)		徴収期間
	普通自動車	小型自動車	
乗用	乗用(小型)	乗合型自動車	昭和四十年十月一日から昭和四十年九月三十日まで
貨物	貨物(除く)	大型特殊自動車、軽自動車、小型	
乗用(小型)	貨物	大型特殊自動車、軽自動車、小型	昭和四十年十月一日から昭和四十年九月三十日まで
貨物	路線その他	大型特殊自動車、軽自動車、小型	
乗用(小型)	貨物	大型特殊自動車、軽自動車、小型	昭和四十年十月一日から昭和四十年九月三十日まで
貨物	路線その他	大型特殊自動車、軽自動車、小型	
乗用(小型)	貨物	大型特殊自動車、軽自動車、小型	昭和四十年十月一日から昭和四十年九月三十日まで
貨物	路線その他	大型特殊自動車、軽自動車、小型	
乗用(小型)	貨物	大型特殊自動車、軽自動車、小型	昭和四十年十月一日から昭和四十年九月三十日まで
貨物	路線その他	大型特殊自動車、軽自動車、小型	

#### 備 考

一回数券を発行する場合は、規則で定めるところにより一割以内を割り引くものとする。

二 車両の種類は、道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)第一条の三第二項に規定する車両の種類による。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中

選挙長	〃	一選挙につき 一、二〇〇円
選挙分会長	〃	〃 一、二〇〇円
審査分会長	〃	〃 一、二〇〇円
選挙立会人	〃	一日につき 三五〇円

を

に改める。

選挙長	〃	〃 一、二〇〇円
選挙分会長	〃	〃 一、二〇〇円
審査分会長	〃	一選挙につき 一、二〇〇円
選挙立会人	〃	一日につき 一、〇〇〇円

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十八号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する

条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の二の4及び5の項を次のように改める。

4 住宅資金

低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金をいう。

(一) 住宅を増築し、改築し、拡張し、又は補修するのに必要な経費(以下「改修費」という。)

(二) 住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な経費(以下「転宅費」という。)

5 修学資金

低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金をいう。

(一) 低所得世帯に属する者が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。以下「高等学校」という。)に就学するのに必要な経費(以下「修学費」という。)

(一) 低所得世帯に属する者が高等学校への入学に際し必要な経費  
 (以下「就学支度費」という。)  
 別表の三の表を次のように改める。

貸付金の種類		貸付金額の限度	すえ置期間	償還期限	備 考
更生資金	生業費	一五〇、〇〇〇円	最終貸付けの日 から一年以内	すえ置期間経 過後五年以内	貸付限度 特に必要と認められる場合 一〇〇、〇〇〇円以内
	支度費	一五、〇〇〇円	最終貸付けの日 から六月以内	すえ置期間経 過後六年以内	貸付限度 特に必要と認められる場合 二〇〇、〇〇〇円以内
身体 障害者 更生資金	生業費	一五〇、〇〇〇円	最終貸付けの日 から一年以内	すえ置期間経 過後八年以内	貸付期間 二年以内
	支度費	一五、〇〇〇円	最終貸付けの日 から六月以内	すえ置期間経 過後三年以内	貸付期間 二年以内
生活資金	生活費	四、五〇〇円	習得期間満了後 又は療養資金の 最終貸付けの日 から六月以内	すえ置期間経 過後三年以内	
	出産費	五、〇〇〇円	最終貸付けの 日から六月以 内	すえ置期間経 過後三年以内	
	葬祭費	五、〇〇〇円	最終貸付けの 日から六月以 内	すえ置期間経 過後三年以内	
住宅資金	改修費	一〇〇、〇〇〇円	最終貸付けの 日から六月以 内	すえ置期間経 過後六年以内	
	転宅費	一、〇〇〇円	最終貸付けの 日から六月以 内	すえ置期間経 過後三年以内	
修学資金	修学費	一、五〇〇円	高等学校卒業 後六月以内	すえ置期間経 過後五年以内	貸付期間 高等学校在学期間内
	就学支度費	一五、〇〇〇円	最終貸付けの日 から六月以内	すえ置期間経 過後六年以内	
療養 資金	療養費	一〇〇、〇〇〇円	最終貸付けの日 から六月以内	すえ置期間経 過後五年以内	
災害 援護資金	災害費	一〇〇、〇〇〇円	最終貸付けの日 から一年以内	すえ置期間経 過後六年以内	

附 則  
 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二中「一級国道九号線」を「一般国道九号線」に改める。

「一級国道九号線」	「一般国道九号線」
一級国道二十九号線	一般国道二十九号線
一級国道五十三号線	一般国道五十三号線
二級国道姫路倉吉線	一般国道百七十九号線
二級国道岡山松江線	一般国道百八十号線
二級国道津山米子線	一般国道百八十一号線
二級国道広島米子線	一般国道百八十三号線

別表第三中  
この条例は、公布の日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一

部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中	「学校医及び学校歯科医の補償基礎額」	五二〇円	七五二円	一、一二二円
	「学校薬剤師の補償基礎額」	四〇三円	五六〇円	八〇八円

「一、四五〇円」	「一、七七二円」	「二、〇〇〇円」	「一、九六九円」
「一、〇七八円」	「一、三二〇円」	「一、五〇八円」	「一、四五八円」

「五八四円」	「八四四円」	「一、二三〇円」	「一、六〇二円」
「四六四円」	「六三九円」	「八九八円」	「一、一八九円」

「二、二二二円」	「一、六七二円」
----------	----------

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用す

る。  
(読替規定)

2 この条例による改正後の条例(以下「新条例」という。)別表第一中

学校医及び 歯科医師の補 償基礎額	五八四円	八四四円	一、二三〇円	一、六〇二円
学校薬剤 師の補償 基礎額	四六四円	六三九円	八九八円	一、一八九円

とあるのは、昭和三十九年九月一日か

一、九六九円	二、二二二円
一、四五八円	一、六七二円

ら昭和四十年三月三十一日までの間は、

学校医及 び歯科医 の補償基 礎額	五七〇円	八三三円	一、一九八円	一、五六〇円
学校薬剤 師の補償 基礎額	四五二円	六三三円	八七二円	一、一五五円

と読み替えるものとする。

一、九一八円	二、一六二円
一、四一五円	一、六二二円

(経過措置)

3 昭和三十九年九月一日前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は

同日前にその発生が確定した疾病若しくは当該疾病による死亡に係る公務災害補償については、なお従前の例による。ただし、第一種障害補償及び休業補償であつて、同日から昭和四十年三月三十一日までの期間について支給すべきものにあつては、前項の規定により読み替えられた別表第一の規定によるものとし、昭和四十年四月一日以後の期間について支給すべきものにあつては、新条例別表第一の規定によるものとする。

4 昭和三十九年九月一日から昭和四十年三月三十一日までの間において発生した事故による死亡若しくは負傷又は当該期間中にその発生が確定した疾病若しくは当該疾病による死亡に係る公務災害補償のうち、第一種障害補償及び休業補償であつて昭和四十年四月一日以後の期間について支給すべきものにあつては、新条例別表第一の規定によるものとする。